

令和6年度 第1回有玉小学校学校運営協議会

1 日 時 令和6年5月9日（木）午前10時00分～午前11時30分

2 場 所 有玉小学校 図書室

3 内 容

- (1) 会長挨拶
- (2) 校長挨拶（新任委員の任命含む）
- (3) 委員及び関係職員自己紹介
- (4) 学校運営協議会規則確認
- (5) 議長の選出
- (6) 熟議
 - ① 令和6年度有玉小学校学校運営基本方針について
 - ② いじめ防止等のための基本的な方針について
 - ③ 家庭学習について
 - ④ 夢育やらまいか事業意見書について
- (7) 報告
 - ・学校支援活動の進捗状況
- (8) その他
- (9) 連絡事項

今後の予定

第2回	6月26日（水）	13：15～15：00（授業参観を含む）
第3回	10月9日（水）	13：15～15：00
第4回	12月13日（金）	13：15～15：00
第5回	2月18日（火）	10：00～11：30

※委員の皆様の御都合で、日程が変更となる場合があります。

令和6年度

第1回 有玉小 学校運営協議会



【4月5日 始業式】

浜松市立有玉小学校
令和6年5月9日（木）

目次

	ページ
1 有玉小学校学校運営協議会委員名簿	1
2 令和5年度 第5回会議録	6
3 令和5年度 自己評価表	9
4 令和6年度 有玉小学校学校経営構想	10
5 令和6年度 年間行事予定	14
6 夢育やらまいか事業に対する意見書	16

別紙資料

- ・ 有玉小学校いじめ防止基本方針
- ・ 家庭学習の手引き

令和6年度

有玉小 学校運営協議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職
委 員	今宿 康一	積志地区自治会連合会長
委 員	岩井 正次	積志地区自治会連合副会長
委 員	竹内 有徳	交通安全協会積志分会顧問
委 員	山本 恭子	積志地区民生委員児童委員協議会副会長
委 員	太田 克美	積志地区社会福祉協議会副会長
委 員	中村佐佳恵	主任児童委員
委 員	北出 勉	有玉小P T A顧問
委 員	高林 和行	有玉小P T A会長
委 員 学校支援コーディネーター	高林 愛子	有玉小元P T A副会長
校 長	飯島 美智子	
教 頭	上野 仁悟	
主幹教諭	古橋麻紀子	
C S 担当教員	平 章	
C S ディレクター	竹内 貴子	

オブザーバー・浜松市教育委員会

	氏 名	所 属
オブザーバー	小池 誠	積志協働センターCS 担当
浜松市教育委員会	牧野 知子	浜松市教育委員会総務課

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

改正 令和 5 年 8 月 3 1 日 浜松市教委規則第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度 第5回 有玉小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 2024年2月6日（火） 10時00分から11時40分まで
- 2 開催場所 有玉小学校 第2学習室
- 3 出席委員 今宿 康一、岩井 正次、竹内 有徳、山本恭子、太田 克美、中村 佐佳恵
北出 勉、高林 愛子（学校支援コーディネーター）
- 4 欠席委員 萩原 優樹
- 5 オブザーバー 小池 誠（積志協働センター）
- 6 学 校 飯島 美智子（校長）、鈴木 啓二（教頭）、古橋 麻紀子（主幹教諭）
竹内 貴子（CSディレクター）
- 7 教育委員会 堀田 洋一（教育総務課）
- 8 傍 聴 者 なし
- 9 会議録作成者 CSディレクター 竹内 貴子
- 10 議長の選出

前回の協議会において、北出委員が、次回の議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。

- 11 協議事項
 - （1）令和6年度有玉小学校教育方針の説明と承認
 - （2）学校運営協議会 自己評価
 - （3）報告
- 12 会議記録

司会から、委員総数9人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

- （1）令和6年度有玉小学校教育方針の説明と承認

○議長の指示により、令和6年度教育方針の説明が校長よりあった。

○議長の指示により、学校評価を受けての説明が主幹教諭よりあった。委員からは、以下の発言があった。

・朝の登校時刻が、変更になるということですが、学校の正門は何時に開くのでしょうか。
（竹内委員）

→来年度は7：40～開くことになります。地域の方や、交通ボランティアの方にも承知して頂いて、旗振りの時刻も、今より少し遅めにして頂くことになります。御協力をお願いいたします。（教頭）

・旗振りの当番表を3学期の終わりには完成させることになっているので、学校からの通知（登校時刻の変更）を各地区委員さんに早めに頂きたいと思います。（高林委員）

→地区委員の方々には、すでに連絡済みです。（教頭）

→ありがとうございます。（高林委員）

- 経営方針についてのグループ協議

議長の指示により、学校経営方針を受けて、三つのグループにて意見交換を行った。各グループからは、以下の発言があった。

【グループ①（竹内委員、太田委員、高林委員、教頭）】

- ・「キャリア教育」という言葉が、特に低学年の子供たちには分かりづらいので、子供たちに引き続き分かりやすい言葉で伝えていくことは良いことだと思う。
- ・自分の気持ちを自分で言えるようになることが対面で話すことは大事なことで、コミュニケーションも増えてくるし、友達も増える。いろいろな年齢の人と話すことでコミュニケーション能力がつくと思う。「心のアンケート」をやっていたらということによって安心しました。子どもの意見箱のようなものがあるといいのではないかな。

【グループ②（山本委員、今宿委員、オブザーバー、校長）】

- ・「ありがとうカード」について、カードの内容がレベルアップしているという話を校長先生から聞きました。個人間での「ありがとう」からクラス全体へと視野を広げていくような取り組みが行われていると感じた。「ありがとう」の言葉を言い慣れていると思春期になっても自然と言えるようになるのではないかな。その中で、幼稚園、小学校、中学校というふうに「つなげよう」というところを大事にして頂ければと思う。

【グループ③（岩井委員、北出委員、中村委員、主幹教諭）】

- ・「有玉らしさ」という点で「ありがとう」の言葉に重点を置いて、さらにそれが良くなる取り組みをして頂けたらと思います。
- ・昔はあまり学校に外部の方に入ってもらうことは少なかったと思うが、今は外部から専門家などの方々を招いて、今後もこのような取り組みが、学校の力になっていくと思うので続けて頂きたい。

○学校運営の基本方針について、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

（２）学校運営協議会 自己評価

議長の指示により、学校経営方針を受けて、三つのグループにて意見交換を行った。各グループからの意見を以下の様にまとめた。

＜評価項目１＞学校運営の基本方針について熟議することができたか。

各委員との活発な意見交換ができた。疑問点について、学校側より全て答えていただいていたので、幅広い熟議ができた。

＜評価項目２＞承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

学校の授業支援やボランティアを、地域の方々や、有玉っ子サポーターの方々の協力で行うことができた。学校運営協議会での議論をふまえて、教育目標と支援活動のつながりの中で活動ができた。授業参観を通じた子供たちとの交流もできた。

＜評価項目３＞協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

回覧板や学校のホームページを利用して、保護者へ情報発信ができています。運営協議会委員としても、ホームページで情報を確認できるため、振り返りをしやすい。

<評価項目 4> 今年度の取り組みの評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）。

子供たちとの話し合いが楽しかったので、また交流できたら良い。学校支援について、充実してきたので、ボランティアの周知方法を深めたい。授業以外の支援について、確認していきたい。「学校、地域、家庭」の役割分担など、どうしていくのがよいか。地域と学校のつながりとして、もっといろいろな先生との顔合わせ、意見交換ができるとよいのではないかな。

（3）報告

学校支援活動について、学校支援コーディネーターより報告があった。

<3学期の活動報告>

- ・1月30日（火）1年生 生活科「昔の遊びを楽しもう」（有玉っ子サポーター、地域の方々の参加）
- ・2月5日（月）認定 NPO 法人クリエイティブ・サートレッツ、文部科学省主催のイベント参加

<今後の活動予定>

- ・2月20日（火）、21日（水）トトロの会による本の読み聞かせ
- ・CS 掲示板作成

<令和6年度の予定>

- ・保護者、自治会へ「有玉っ子サポーター」の正式登録の呼び掛け
- ・学校が必要とする支援に対するボランティアの募集

○PTAの現状についての報告が北出委員よりあった。

○「夢育やらまいか」についての報告が教頭よりあった。

（4）その他

○来年度の組織についての説明が、校長よりあった。

○来年度の学校運営協議会の日程についての説明が、教頭よりあった。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（ 有玉小 ）学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- 協議会で意見を出し合い、学校の教育活動の充実のための具体的な方向性を見出していきたい。
- 委員が子供たちと直接議論し、子供たちの生の声を聴ける場を設けていきたい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

校長から学校運営の基本方針の説明を聞いて、分からない用語や疑問を感じたことを質問し、理解を共有したうえで、各委員間及び学校側との活発な意見交換ができた。
授業参観を通じて子どもたちから直接に話を聞くことで、熟議を深めることができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

「ありがとうカード」などの実践例の紹介、子どもたちのグループ討議「有玉地区をかんがえよう」の参観などを通じて、学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して協議することができた。
学校サポーター登録の流れの確立、あいさつ運動の参加などで充実した学校支援活動ができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

学校HPへの会議録の掲載、保護者配付資料「有玉小地域だより」及びコミュニティスクール通信「一緒につくろう！CS！」での活動の紹介、また関係資料の自治会組織を通じた回覧などで協議会の活動の周知に努めたことにより、保護者・地域への理解が進んだ。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

子どもたちとの交流・話し合いの場を持つとともに、教育現場の先生方との意見交換を通じて熟議を深める。
学校支援活動における学校・地域・家庭の役割分担を明確にして連携強化に努める。



令和6年度 有玉小学校 学校経営構想

1 はじめに

行政機関、企業、店舗、NPO 団体など、社会を支えるありとあらゆる人たちが、コロナ禍を乗り越え、新しいスタンダードの構築に向けて、懸命の努力を続けている。学校においても健康管理・安全管理に関する取組はもちろんのこと、授業の進め方、行事の在り方など、学校の教育活動の全てを今一度見直し、「ポストコロナ」時代として、授業や行事などを、どのようなあり方にしていくのか、その最適解を見出そうとしている。その中で、あらためて考えさせられたことは「学校の存在意義」であろう。GIGAスクール構想が加速し、タブレットパソコンの活用により授業の在り方や交流の仕方が様変わりした中、子供たちにはあらためて、「自分」を発信し「他者」を受け入れ、かかわり合う力が要求される。そこに、学校教育の存在価値があると考えます。

本校では、これまで子供を中心に据えた教育、日々安定した教育活動が展開され、落ち着いた雰囲気の中で学習を進めることができている。そのベースを大切にしながら「つながる力・伝える力」の育成を糸口として、人とのかかわりの中で主体性を磨き、自分を高め、仲間と励まし合い粘り強く努力することのできる人づくりを進めていく。

2 『はままつ人づくり未来プラン後期計画』（令和2年度～令和6年度）

教育理念

- 未来創造への人づくり
- 市民協働による人づくり

目指す子供の姿

- 自分らしさを大切にする子供
- 夢と希望を持ち続ける子供
- これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供

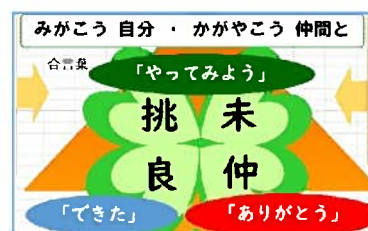


※市の重点施策のうち、以下の点について本校では重点的に取り組むこととする

① 「キャリア教育を核とした人づくりの推進」（方針1：キャリア教育の推進）

これからの、いわゆる予測不可な社会に生き抜く力を育むためにキャリア教育は欠かせないものとし、市はキャリア教育を核とした人づくりを進めるとしている。子供たちが、自分のよさを最大限発揮し、自分の役割を果たしながら自立して生きていくために必要な能力や態度を育むものである。本校では、キャリア教育で育む4つの基礎的・汎用的能力を子供たちに分かりやすい合言葉にし※1教育活動全体を通して

この力を育んでいく。また、「キャリア教育ガイドブック」や、モデル校の実践を参考に



【グランドデザインより】

し、本校の特色を生かした教科領域内でのキャリア教育の推進を一層進める。

※1 自己理解・自己管理能力：良さを見つける力（認め合い）「できた」 人間関係形成・社会形成能力：仲間と関わる力（支え合い）

「ありがとう」 課題対応能力：挑戦する力（磨き合い）「やってみよう」 キャリアプランニング能力：未来につなげる力

② 「一人一人に応じた支援」（方針2：きめ細かな指導・支援の充実）

学習指導においては、令和4・5年度の2年間の市教育研究指定による研究の成果を生かし、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指した授業改善をさらに進めていくことで、子供たちの主体的な学びを育んでいくこととする。

また、生徒指導においては子供たちの一人一人の困り感に寄り添い、保護者と思いを共有する。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他外部機関と連携してきめの細かい支援体制をつくっていく。こうした体制づくりは生徒指導におけるいじめ等問題行動の未然防止にもつながる。そして、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、先手の指導、支援を心掛けたい。

こうしたきめ細かな指導・支援の基盤として発達支援教育の理念に基づいた児童理解に重きを置く。本校は院内学級を含む発達支援学級を設置しているが、令和6年度は知的学級が新設されるとともに、自閉情緒学級の学級増も予定している。発達支援学級に限らない、全ての子供を対象とした発達の特性への理解を深め、その子の困り感に寄り添う対応を教職員全体で行っていくことを最重要視したい。

3 令和6年度学校経営方針

学校教育目標

みがこう自分・かがやこう仲間と

目指す子供像

確かな学力…自ら考え、学び合う子
豊かな心…自らかかわり、認め合う子
健やかな体…自ら鍛え、高め合う子



【R5 かがやき発表会】

学校経営の理念

「つながりの中で互いに認め合い、支え合い、磨き合い、高め合う」

目指す学校の姿

- 子供が安心して楽しく学び合う学校
～子供と教職員、子供同士の安定した人間関係づくり～
- 教職員が持ち味を発揮し合い、尊敬し合い、高め合う学校
～教職員が磨き合い、高め合い、連携し合う人間関係づくり～
- 家庭・地域から信頼される学校
～学校と保護者、学校と地域との揺るぎない信頼関係づくり～



【へびまるくん】

本校は昭和54年に積志小学校から分離した学校であり、令和6年度は創立46年を迎える。従来この地区に住んでいた住民と宅地化により新しく移り住んできた住民が混在する地域である。コロナ禍を経て、地域の祭り等の催し物も復活し、その結束力を強めている。学校への理解はあり、期待も大きい地域である。子供たちは素直で明るく、伸び伸びとしている。他者に対しても寛容であり、「おはよう」「ありがとう」などの挨拶も気持ちよくすることができる。一方、決められたことはできるが、主体性に欠けるといった傾向も見られる。

以上のような実態を踏まえ、有玉小の児童の課題は、「自分の考えを広げ、伝えることができる力」であると押さえ、学校教育目標を「みがこう自分 かがやこう仲間と」とする。この目標の具現化として、自分の考えをしっかりと持ち、それをより高めていくことのできる力、より高められた考えに繋げていくために、仲間とつながる力が必要である。そして、そのベースになるのが、「自分の考えを伝える力」と考える。そこで、学校経営の理念を「つながりの中で互いに認め合い、支え合い、磨き合い、高め合う」とし、令和6年度の教育活動を進めていくこととする。

4 令和6年度教育課程編成上の見直しの視点

見直しの視点1：ポストコロナ

「ポストコロナ」の視点を念頭に置き、これまでの教育活動の実施の是非から、具体的な方法まで見直しを行い、新たな有玉小の教育活動のスタンダードを構築していきたい。ただし、スタンダードであっても必要に応じて年度の途中に変更もあるとし、子供も教職員も共に失敗を恐れず、新しい活動にチャレンジしていく精神を大切にしたい。

見直しの視点2：キャリア教育

今一度、「キャリア教育」の視点で教育課程の見直しを行う。その際、手立てを講じることのみに偏らず、これまでにやってきた内容を「キャリア教育」のフィルターを通すという視点に立つこと、また学年内でその共有を図ることを第一としたい。

見直しの視点3：きめ細かい指導（授業改善と発達支援）

令和4・5年度の2年間の市研究指定により、子供たち一人一人の主体的な学びを育む授業改善への糸口をつかむことができた。その中では、単元構想の工夫等により子供が学び方を学び、学び方を選ぶことができるようになった。主体的な学びについての研究を進める一方で、発達に特性のある子供の困り感に寄り添ったきめ細かい指導も必要になってくる。授業改善と発達支援を表裏一体で進めていきたい。

「チーム有玉」人づくり宣言 ○知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指します
○「すべての子供を、すべての職員で」 支援や指導を進めます
○子供が安心して自分の力を伸ばす学校・学級づくりを進めます
○明るく、健康的でやりがいをもって働く職員集団を目指します。

令和6年度 有玉小学校教育構想図



校章：
玉をつつむ手、羽ばたく鳥
の2つの意味が込められている

学校教育目標

みがこう 自分・かがやこう 仲間と

学校経営の理念

つながりの中で互いに認め合い、支え合い、磨き合い、高め合う

やってみよう

つなげよう

挑
良

未
仲

できた

ありがとう

合言葉

未来創造への人づくり

取組（P;計画、D;実践）

キャリア教育を核とした人づくりの推進

目指す子供像（P;計画）	確かな学力 【自ら考え、学び合う子】 ◎表現力や思考力を身に付け、 個別最適な学びや協働的な学 びを通して自分の考えを広げ、 伝えることができる子	豊かな心 【自らかかわり認め合う子】 ◎振り返ったり、認め合ったり して、自信をもって自分や友 達のよいところを言える子	健やかな体 【自ら鍛え、高め合う子】 ◎心身の健康のために、自ら鍛え、 仲間と共に高め合い、進んで運動 に親しんだり健康や安全に気を付 けて生活したりしようとする子
良さを見つける力 （認め合い）	☆ 自分の考えを持つ	☆ 自分のよさを知る	☆ いろいろな運動の楽し さを実感している
仲間と関わる力 （支え合い）	☆ 自分の考えを分かり やすく伝える	☆ 相手のよさを認め、 助け合う	☆ 仲間と共に運動に取 り組む
挑戦する力 （磨き合い）	☆ 自分の考えを広げる	☆ よりよくする方法を自 分で考えて、実践する	☆ 心身の健康への意識 を高める
未来につなげる力 （高め合い）	☆ 学んだことを選んで 使う	☆ よりよくする方法をみ んなで共有し、生かす	☆ 安全への意識を高め る

評価（C;振返、A;改善）

【自ら考え、
学び合う子】

85%

【自らかかわり、
認め合う子】

100%

【自ら鍛え、
高め合う子】

90%

発達支援教育の理念に基づいた児童理解と支援

市民協働による人づくり

有玉小コミュニティスクール～家庭・地域と連携・協力し、共に歩む学校～

PTA活動

学校運営協議会

幼小中連携

健全育成会

自治会

○育てたい子供像の共有

○登下校を中心とした児童の安全への連携

○学習等、児童の活動へのボランティアとしての連携・協力

○挨拶運動の推進

○地域の「人・もの・こと」の積極的な活用

○家庭学習に対する理解と協力

「チーム有玉」人づくり宣言

○知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指します

○「すべての子供を、すべての職員で」支援や指導を進めます

○子供が安心して自分の力を伸ばす学校・学級づくりを進めます

○互いに励まし合い、健康で明るい職員集団を目指します



(様式1)

令和6年5月9日

浜松市立有玉小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 高林 和行 様

浜松市立有玉小学校運営協議会
会長 岩井 正次

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年5月9日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① クラブ活動において地域の人材や素材を活用し、地域の様々な方と連携した活動を行うことで、児童の社会性を高め、視野を広げる。
⇒地域の語り部や様々な特技・技術をもつ講師を招聘する。
- ② 現在行っている生き方教育の充実を図り、キャリア教育につなげていくべきである。
⇒高学年を対象に、自分の夢や特技を生かした職業についている方に、その生き方ややりがいなどを語ってもらう場を設定する。